

令和7年度大船渡市働く婦人の家運営委員会 議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 令和7年7月24日（木）午後1時25分
- (2) 大船渡市体育センター 2階会議室

2 委員の現在数 9名

3 出席者

- (1) 委員 7名
会長 森淑子、小原勝午、飯島キイ子、平野工、堀合栄樹、佐々木修、大田未枝
- (2) 事務局 6名
大船渡市商工港湾部商工企業課
課長 伊勢徳雄、課長補佐 小松智、係長 笹崎大岳、主事補 千葉真之介
一般財団法人大船渡市スポーツ協会
事務局長 白崎陽彦、事務局次長 山田奈美

4 議事の経過

出席予定の委員が揃ったことから、定刻前の午後1時25分に開会（進行：笹崎係長）

- ・森会長のあいさつの後、出席者の紹介及び委員会の成立を報告。
- ・続いて、委員会規則第2条第2項の規定により森会長が議長として会を進行。
- ・スポーツ協会山田次長から報告事項及び協議事項について説明。

- (1) 報告 令和6年度事業報告について
質疑なし。
- (2) 協議 令和7年度運営方針及び事業計画（案）について
全会一致で原案のとおり承認。
質疑なし。

5 その他

働く婦人の家の設置状況等について、商工企業課小松課長補佐から説明。

【説明要旨】

- ・大船渡市働く婦人の家は、勤労婦人福祉法に基づいて働く婦人の福祉向上のために設立された施設である。
- ・近年、市議会等で、時代に合わせて年齢や性別に捉われず使用できる施設にすべきではないかという声が上がっている。
- ・こうしたことから庁内で検討を進めており、方針が決まり次第、運営委員会な

ど関係者への説明の機会を設けたいと考えている。

説明に対する委員からの質疑、意見は以下のとおり。

- ・ 今後の施設の方向性について伺いたい。
 - 現在の働く婦人の家という形ではなく、リアスホールやカメリアホールのように、いろいろな人が使える施設にしたい。また、平等の観点から男女間で利用料金に差をつけず、生涯学習施設としての活用へ進めていきたい。
- ・ 施設の在り方を変えるに当たって期限はいつ頃と考えているのか。
 - 現契約において施設の指定管理期間を令和8年度末までの3年間としており、現在の指定管理期間の間に新しい方向性での運用について決定したい。
- ・ 施設の在り方が変わることで、今まで主に使用していた友の会所属団体等が施設を利用できなくなることがないよう、丁寧な説明を求められるのではないかと。
 - 現在ニーズのある講座なども含めて、婦人の家の在り方の検討に当たっては、友の会の皆様との話し合いの場を設け丁寧に説明を行う。

事務局から補足説明

岩手県内にはこれまで当市を含め6市町に女性労働者施設があったが、現在は釜石市と当市の2市のみとなり、残り4市町の施設については閉館、または生涯学習施設へ転用されている。友の会の皆様には長年に渡って当施設をご利用いただいております。今後も活動を続けられる形で運営していきたい。

- ・ 午後1時50分閉会。

以上